

食安発第 0820009 号
平成 16 年 8 月 20 日

関 係 各 位

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法に基づき表示される文字の大きさについて

食品衛生法（昭和 22 年法律 233 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき表示される文字の大きさについては、「食品衛生法施行令の一部を改正する政令及び食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行について（昭和 44 年 8 月 18 日付け環食第 8832 号厚生省環境衛生局長通知。以下「44 年通知」という。）」第三の二の 4 に基づき、原則として 6 号活字以上の大きさの活字で行わせること等としてきたところである。

しかしながら、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年 5 月 11 日法律第 175 号）第 19 条の 8 の規定に基づく「生鮮食品品質表示基準（平成 12 年農林水産省告示第 514 号）」及び「加工食品品質表示基準（平成 12 年農林水産省告示第 513 号）」により定められた文字の大きさに係る基準と 44 年通知の基準とが異なっていることから、食品の表示に関する共同会議（厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の共同会議）において検討を行ったところ、基準の整合性を図る観点から文字の大きさについて統一するよう求められた。

これを受け、法第 19 条の規定に基づき表示される文字の大きさについて、44 年通知第三の二の 4 を下記のとおり改めたので、御留意されるとともに、貴団体の会員等に対する周知方よろしく願います。

記

4 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305（1962）に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。

ただし、表示可能面積がおおむね 150cm² 以下のものにあつては、日本工業規格 Z 8305（1962）に規定する 5.5 ポイントから 7.5 ポイントまでの大きさの活字とすることができること。